

指摘事項

小規模多機能・看護小規模多機能

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆従業者の員数

■小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスにあたる職員数については、**前年度の利用者の平均値**をもって計算すること。（条例第83条第2項、予防条例第44条第2項）

平均提供回数によって必要となる従業員数が変わるため、必ず毎年確認をお願いします。

☆総合マネジメント体制強化加算

■総合マネジメント体制強化加算について、**多職種共同により**小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行ったことがわかる**記録を整備**すること。また、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加すること。（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の5(15)、大臣基準告示・五十六）

この加算は登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものです。加算算定の根拠となるので、その記録は残しておく必要があります。

また、地域の行事や活動とは、町内会や自治会の活動だけでなく登録者となじみの関係がある地域住民や商店との関わりなども指します。

☆サービス体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、**職員ごとに**個別の研修計画を作成すること。また、会議の中で共有される利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項について、利用者のADLや意欲についても共有すること。（大臣基準告示・五十七）

個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定する必要があります。

☆サービス体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。（留意事項第2の5（20））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。

届出を行った月以降についても、毎月記録する必要があります。また、所定の割合を下回った場合は、加算の取り下げの届出が必要です。

☆（看護）小規模多機能型居宅介護計画の作成

■（看護）小規模多機能型居宅介護計画については、計画作成担当者が作成すること。（地域密着条例第94条、第203条を準用する第94条）

（看護）小規模多機能型居宅介護計画については、計画作成担当者が作成してください。